

1 はじめに

(1) 基本的な考え方

大会主催者（事務局）は、以下の三者への感染拡大を防止するための対策を講ずる。

- ・施設の管理、運営に従事する者（従事者）
- ・大会を鑑賞等するために施設に来場する者（来場者）
- ・参加者及び大会の開催に携わるスタッフ（大会関係者）

劇場、音楽堂等の施設においては、空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能なこと、また大会中、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されないこと等も踏まえて、岩手県吹奏楽連盟策定「事業実施のための新型コロナウイルス感染拡大防止外ガイドライン（第 2 版）（令和 3 年 5 月 1 4 日策定）をもとに、以下の対策を講ずる。

(2) 開催にあたって講ずる感染拡大防止対策の概要

①施設内

- ・ドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所について、会館の指示を元に消毒をおこな、い、また、施設内の換気をおこなう。
- ・入場入口を区分するとともに、施設の入口に手指消毒用の消毒液を設置する。

②会場入口

- ・入場等の際は、最低 1m の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。

③受付、もぎり

- ・マスクを着用し、ビニールカーテン等で仕切りを確保した状態で行う。手指消毒を徹底し、チケット、金銭、プログラムなどのやりとりは、最小限とする。

④ロビー、ホワイエ

- ・対面での飲食や会話を回避するよう、表示や館内放送等により促す。
- ・大会前後及び休憩中に人が滞留しないよう、段階的な入場となるようにする。
- ・来場者、大会関係者ともに手洗いや手指消毒を励行する。

⑤リハーサルスペース

- ・換気に努め、利用者が密にならないように、各スペースの定員と参加者数を踏まえた団体配置を行う。

⑥トイレ

- ・事務局は、混雑しないよう利用時間の調整を行うとともに、整列する際には最低 1m の間隔を空けるよう、館内表示により要請する。

⑦ゴミ

- ・持ち帰りを要請、徹底する。

⑧事前の周知・広報

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底。
- ・社会的距離の確保の徹底。
- ・来場を控えて頂く基準の明確化と、参加者においては文書による確認。
- ・広報活動は、限定して行う。

⑨保健所との関係

- ・感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合に、速やかに連携が図れるよう、連絡体制を構築しておく。

⑩入場制限

- ・大会関係者（参加者及び役員、係員）のほか、会館から指示される定員人数に制限する。
- ・入場者の体温測定や健康観察を行い、症状が優れない方の入場は制限する。
- ・入場する場合、氏名や連絡先などを提供して頂く。
- ・接触確認アプリ等も活用するよう推奨する。

⑪会場内の感染防止対策

- ・マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努め、掲示及び放送で周知する。
- ・会館の指導に基づき、着席できる座席を設定する。
- ・演奏者と観客の対面が予想されるため、座席の最前列は舞台前から十分な距離をとる。

⑫大会関係者の感染防止対策

- ・審査員、役員、係員などの大会関係者（以下、関係者）は、運営に必要な最小限度の人数とする。
- ・関係者も、参加者同様検温及び健康観察を行い、事務局がこれを把握する。
- ・表現上困難な場合（アナウンス、司会等）を除き、原則としてマスク着用を求めるとともに、運営中も十分な間隔をとる。また、運営従事中の手指消毒等も徹底する。
- ・楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用する。
- ・楽器、機材、備品等は、取扱者を限定し不特定者の共有を制限する。
- ・仕込み、撤収時においても十分な感染防止対策を講ずる。
- ・感染が疑われる場合は、保健所等の聞き取り等に協力し、必要な情報提供を行う。

⑬感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・該当顧問または代表者は、速やかに保護者に連絡を取るとともに、必要に応じて医療機関及び保健所へ連絡し、指示を仰ぐ。

⑭退場時の対応

- ・参加者が入場者と接触する場合、人が密にならないよう集合時間と場所をあらかじめ設定する。

⑮大会後の対策

- ・把握した参加者一覧（大会関係者、参加者、入場者など）を、個人情報保護に留意しつつ一定期間保管しておく。
- ・感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

2 参加について

【大会前日までの対応】

(1) 生徒について（以下の事項に該当する場合は、参加できない。）

- ①保護者からの参加同意が得られていない場合
- ②大会当日が「出席停止」等と同等の扱いとなった場合
- ③発熱や咳など風邪の症状、その他、体調不良が認められ、団体長（学校長または所属長）が大会参加を認めない場合

(2) 学校関係者（顧問等）について（以下の事項に該当する場合は、参加できない。）

- ①大会当日「就業禁止（病気休暇）等」となった場合（感染した場合、濃厚接触者となった場合等）
- ②上記(1)③に該当する場合

(3) 外部から協力をいただく方について（以下の事項に該当する場合は、協力依頼をしない。）

- ①上記(1)③に該当する場合
- ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいるなど、濃厚接触者として認定された場合
- ③大会当日より過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(4) 大会当日の対応について

【会場に入場する前の対応について】

- ①参加者は、当日朝に各家庭で検温と健康確認をする。
- ②顧問は、検温と健康確認の結果を取りまとめ、参加者の当日の検温と健康確認をする。また、『参加同意書』（様式1）を回収し、保管する。
- ③顧問は、『健康観察表』（様式2）に検温結果と健康観察結果を記入し、入館後直ちに事務局に提出する。
- ④会館に入場する際、参加者（出演者＋補助者）と引率顧問（小学生部門のみ）、指揮

者の検温を行う。

- ⑤外部から協力を頂く方等についても、『健康観察表』（様式2）に検温結果と健康観察結果を記入していただき、事務局が集約する。会館入場時に、事務局が再度検温を行う。
- ⑥上記の確認で問題がないと事務局が判断した者のみ参加させる。なお、発熱症状など問題があると判断した場合は、大会会場の別室に隔離するとともに、病院、保健所などで症状を確認するよう促す。また、団体長（学校長または所属長）への報告も依頼する。医療機関および団体長が参加を認めた場合は、参加できる。
- ⑥入館後、体調不良など健康に問題があると顧問や事務局等が判断した場合も、上記、⑥にしたがう。

3 感染防止対策の具体的行動について

(1) マスクの着用について

- ①演奏および音出し・チューニング以外の時は、原則としてマスクを着用する。
- ②打楽器の配置の都合上、奏者間に十分な間隔が確保できない場合は、マスクを着用して演奏する。
- ③会場内（客席も含む）では、会話を控える。
※「あいさつ」や「返事」のほか、発声練習などもお控え下さい。
- ④演奏曲中の発声（スキヤットなど）時には、必ずマスクを着用して行う。

(2) 手洗い・消毒について

- ①手洗い場を明確にするとともに、会場内数カ所にアルコール消毒液を準備する。
- ②演奏の前後には必ず手洗い(30秒以上)をする。手洗いができない時には、手指消毒をする。
- ③各自でハンカチやタオル等を準備し、手洗い後に手を拭く。

(3) 密閉を回避するための対策について

- ①客席のドア及び大ホールロビーのドアは、演奏以外や休憩時に開放する。
- ②楽屋・中ホール等についても同様とする。

(4) 密集・密接を回避するための対策について

- ①参加団体は、事務局が事前に配布するタイムテーブルで指定する時間に合わせて会場に行き、帰宅する。
- ②ステージ及び客席に同時に存在する人員は、会館から指定される人数を越えないように事務局が管理する。
- ③間隔（隣の奏者と1m以上、前後の奏者と2m以上）を取ってセッティングする。
（※スムーズな進行のため、事前に、間隔を取った練習も行う。）
- ④開催時間及び参加者の会館滞在時間を可能な限り短くする。
- ⑤大会関係者が密集しないように動線を工夫する。

(5) 昼食等の飲食について

- ①飲料の回し飲み等をしない。食品の取り分けをしない。
- ②昼食の前後には、手洗いや手指消毒を行う。
- ③向かい合っただけの食事は避け、会話は控える。

(6) 管楽器における水抜きの際の配慮について

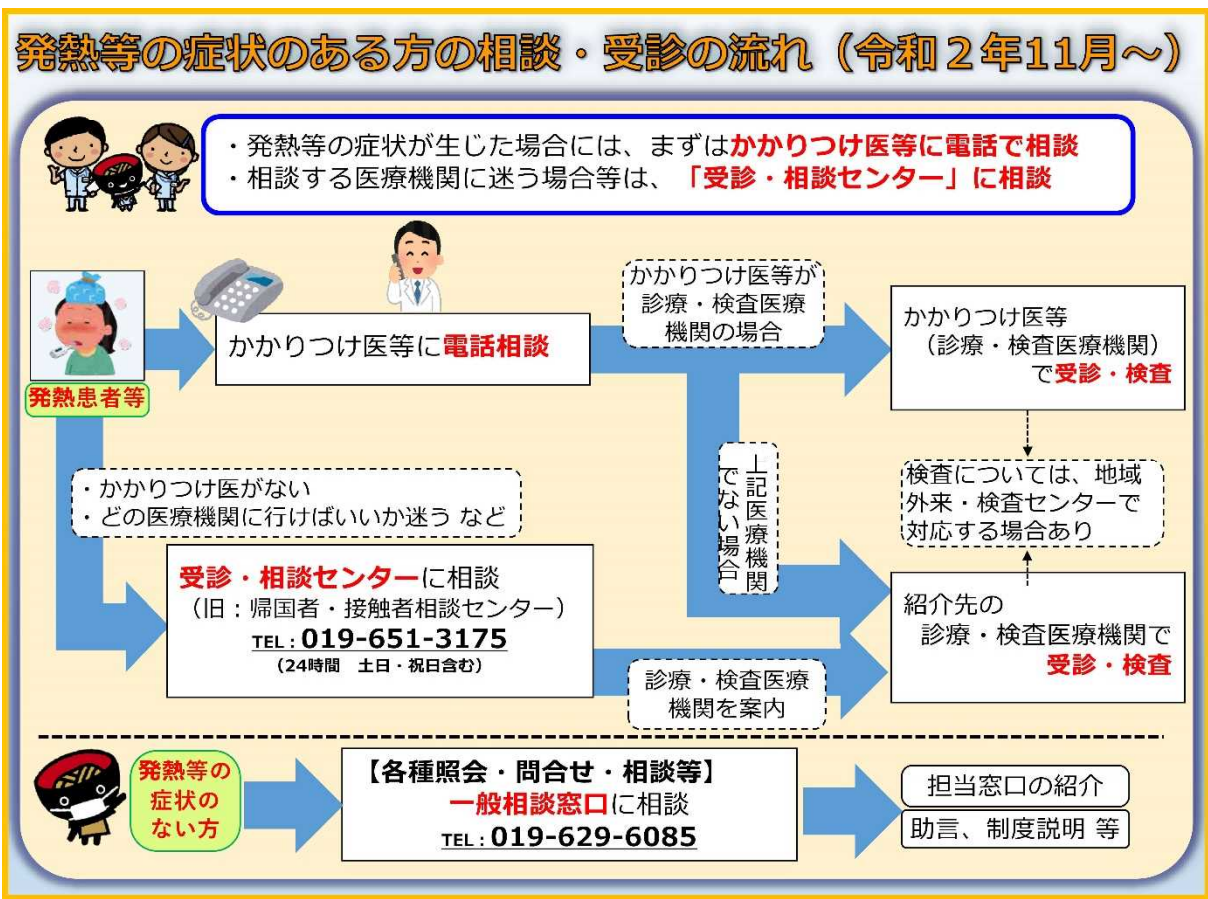
- ①管楽器奏者においては、各自吸水シートや雑巾等、管体内の水分を撒き散らさない準備をする。
- ②上記の吸水シート等は、ビニール袋等に入れ自宅に持ち帰って処理をする。
- ③スワブ(木管楽器管体内の水分を吸収する布)の共有はしない。

4 移動について（貸し切りバス、定期バス、列車利用）

「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き. 第4版（令和3年1月29日）」（一般社団法人. 日本旅行業協会等）を参照し、業者と確認しながら感染防止対策に努める。

5 その他

- (1) 事務局は、大会開催中に本ガイドラインに従った行動等ができていないかどうかを確認する。
- (2) 大会関係者が本大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、各団体顧問又は代表者は、大会事務局に直ちに連絡するとともに、専門部長は必要な措置を講ずる。
- (3) 収集した、「氏名」、「連絡先」などの個人情報の取り扱いは慎重に行い、大会終了後、1ヶ月を目処に確実に処分する。
- (4) 緊急時連絡先
岩手県吹奏楽連盟事務局 似内 聖 電話090-7563-8585
- (5) 関係機関連絡先
 - ① 帰国者・接触者相談センター 019-651-3175 (24時間)
 - ② 岩手県新型コロナウイルス感染症相談窓口 (9時～21時：毎日)
019-629-6085



(「岩手県新型コロナウイルス感染症関連情報」より転載)